

第2章

循環経済を巡る世界・我が国の状況

第1節 循環経済を巡る世界の状況

世界で資源の獲得競争が激化しています。中国は重要鉱物に対する輸出管理を強化するとともに、官民が出資して中国資源循環集団を設立し、国内の資源リサイクルにも注力しています。EUは電子スクラップ等の域外への輸出厳格化、新型車両への再生プラスチック使用義務化を打ち出しています。今後、脱炭素化に向けて重要な蓄電池、モーター、半導体等の生産に必要な鉱物資源の需要は急拡大する見込みです。折しも、今般の中東情勢を受け、エネルギー安定供給を確保し、国民生活と経済活動を守ることが緊急的課題となり、資源確保の重要性が再認識されていますが、もはや一次資源（天然資源）のみならず、二次資源（再生資源）の獲得競争の時代に突入しています。

第2節 循環経済を巡る我が国の状況

一方、我が国では、年間で鉄スクラップ約770万トンが海外へ輸出されています。また、プラスチックについては約8割が焼却・埋立て等され、再生に回されるものについても、国内利用の約3倍が海外に流出しているとの統計があります。現状では、国内で資源を循環させる基盤が脆弱であり、新たな成長に繋げる機会を逸している状況もあるため、廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出す経済社会システムへの転換が必要であると言えます。

次に、資源循環を巡る日本の個々の実態について触れていきます。近年、全国において発火事故の問題が取り上げられる機会が増えたリチウムイオン電池については、我が国はその原料調達を特定の国に過度に依存している現状があります。再生可能エネルギーや電気自動車の導入拡大に伴い、使用済蓄電池の発生量は年々増加する見込みもあるため、リチウムイオン電池の中間処理から得られるブラックマスからのリチウム等の回収を進めることが重要です。また、自動車については、高品質な鉄・非鉄金属・プラスチック等の資源が多く使用されていますが、中古車の輸出台数は年々増加しており、資源流出に繋がっているとの指摘があります。

さらに、不適正スクラップヤードの問題も深刻化しています。2017年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の改正により、有害使用済機器保管等届出制度が創設され、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の対象機器を保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられています。他方、一部地域では、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されています。こうした不適正スクラップヤードを経由して一部の資源が海外に流出している可能性も指摘されています。